**入所申込時点で申込児童が"出生前”の場合にご提出ください。**

**出産前申込に係る確認書**

１．出産前申込は「４月１日付け入所申込」のみ可能です。

２．生後57 日目以降受入れ可能な保育施設に限り、利用調整の対象となります。

３．入所可能な児童は、令和８年２月３日（火）以前の出生児です。令和８年２月４日（水）以降の出生児童は、入所できません。

４．利用調整の結果入所内定が出た場合でも、出生が令和８年２月４日（水）以降となった場合、内定を取り消しますが調整指数－３点は反映いたしません。

５．令和８年２月４日（水）以降に出生した場合でも、令和８年２月３日（火）以前に「内定の辞退」を行った場合は、次回の利用調整から－３点が反映されます。

６．「４」による内定取消を行った場合、改めて５月１日付けで利用調整いたします。

　　　※申込情報に変更がない場合、５月１日付け以降の利用調整のための手続きはございません。

　　　※５月１日付け以降の入所を希望しない場合は、申込の取下げ手続きを行ってください。

狛江市長　宛て

|  |  |
| --- | --- |
| 申込児童氏名 |  |
| 申込児童生年月日 | 年　　　月　　　日 |

以上の説明を全て確認いたしました。

令和　　　　年　　　　月　　　　日

保護者氏名